

第百五十六回国会 院 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録 第五号

平成十五年五月六日(火曜日)

午前十時五分開議

出席委員

委員長 鳩山 邦夫君

理事 木村 太郎君

理事 中谷 元君

理事 前原 誠司君

理事 田端 正広君

理事 浅野 勝人君

理事 白井日出男君

理事 近藤 基彦君

理事 菅 義偉君

理事 中山 正暉君

理事 林省之介君

理事 松島みどり君

理事 山口 泰明君

理事 山本 幸三君

理事 吉野 正芳君

理事 大谷 信盛君

理事 川端 達夫君

理事 玄葉光一郎君

理事 平岡 秀夫君

理事 赤松 正雄君

理事 樋高 剛君

理事 木島日出夫君

理事 重野 安正君

理事 宇田川芳雄君

久間 章生君

浜田 靖一君

渡辺 周君

工藤堅太郎君

岩屋 毅君

奥山 茂彦君

左藤 章君

中本 太衛君

萩山 教嚴君

原田 義昭君

森岡 正宏君

山本 明彦君

吉川 貴盛君

大島 敦君

大島 章宏君

桑原 豊君

首藤 信彦君

三井 辨雄君

中塚 一宏君

赤嶺 政賢君

今川 正美君

井上 喜一君

防衛庁副長官

衆議院調査局武力攻撃事態への対処に関する特別調査室長

赤城 徳彦君

小倉 敏正君

委員の異動

五月六日

荒巻 隆三君

西川 京子君

伊藤 英成君

同日

左藤 章君

山本 幸三君

三井 辨雄君

伊藤 英成君

補欠選任

西川 京子君

荒巻 隆三君

伊藤 英成君

五月二日

安全保障基本法案(一川保夫君外一名提出、衆議院第四号)

非常事態対処基本法案(一川保夫君外一名提出、衆議院第一五号)

緊急事態への対処及びその未然の防止に関する基本法案(前原誠司君外三名提出、衆議院第一八号)

は本委員会に付託された。

四月二十五日

有事法制反対に関する陳情書(広島県呉市清水二の一〇の三五岡本一彦外四名)(第六八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出、第百五十四回国会閣法第八七号)

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案(内閣提出、第百五十四回国会閣法第八八号)

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第百五十四回国会閣法第八九号)

安全保障基本法案(一川保夫君外一名提出、衆議院第一四号)

非常事態対処基本法案(一川保夫君外一名提出、衆議院第一五号)

緊急事態への対処及びその未然の防止に関する基本法案(前原誠司君外三名提出、衆議院第一八号)

〇鳩山委員長 これより会議を開きます。

第百五十四回国会、内閣提出、安全保障会議設置法の一部を改正する法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案、自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び内閣提出の三法案に対する久間章生君外五名提出の各修正案並びに一川保夫君外一名提出、安全保障基本法案、非常事態対処基本法案及び前原誠司君外三名提出、緊急事態への対処及びその未然の防止に関する基本法案を一括して議題といたします。

この際、一川保夫君外一名提出、安全保障基本法案、非常事態対処基本法案及び前原誠司君外三名提出、緊急事態への対処及びその未然の防止に関する基本法案について、提出者から順次趣旨の説明を聴取いたします。一川保夫君。

安全保障基本法案

非常事態対処基本法案

〇一川議員 おはようございます。自由党の一川保夫でございます。

ただいま議題となりました安全保障基本法案並びに非常事態対処基本法案につきまして、その提案理由を御説明いたします。

国民の生命、身体と財産、自由、人権、文化を守り、国民生活を発展させることは、国家の最大の責務であります。国民生活を根底から覆すような武力攻撃、テロ、自然災害等の非常事態が生じた場合には、政府はすべてに優先して国民の生命財産等を守らなければなりません。

また、これまで日本の安全保障は、政府の憲法解釈によってなされた、恣意的に行われてきたが、今後早急に、安全保障の原則とそれに基づく自衛隊の行動原則を確立し、内外に宣明すべきであります。そして、その土台の上に、非常事態において、国家が国民の生命財産等をどのような手段、方法で守っていくかを定める必要があります。

本来、この最重要事項については憲法に規定がなければなりません。残念ながら、現憲法にはそれがありません。よって、私たち自由党は、現憲法を補うために、安全保障に関する基本法と非常事態に対処するための基本法を制定すべきであると考えております。

この二つの基本法は、これまでいまいちしてきた憲法解釈を確定し、国がどうやって国民の平和と安全を守るかについて基本方針を明示するものであります。

まず、安全保障基本法案について申し上げます。

第一に、この法律は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つとともに、国際社会の一員と

して国際連合の活動に積極的に協力することを目的としております。

第二に、国の防衛施策は、外交努力と国内の安全保障基盤の確立によって総合的に講じられるべきこと、自衛権は我が国が保有する当然の権利であり、国を守る崇高な機能であるとの国民共通の認識のもとに、日本国民がみずからの手で我が国を防衛すべきこと、国際の平和及び安全の維持に関する国際協力は積極的に行わなければならないことなどの基本理念を規定いたしております。

第三に、自衛権の発動としての武力の行使は、我が国に対して直接の武力攻撃があった場合及び我が国周辺の地域において、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれがある事態が生じた場合に限り行うことができるものとしております。

第四に、重大緊急事態が生じて一般の警察力をもって対処することができないときは、自衛隊が公共の秩序の維持に当たることとしております。

第五に、防衛力の整備を適切に行うとともに、アメリカ合衆国と緊密な防衛協力を行うこととしております。

第六に、国連の平和活動に対する協力を、国際法規及び国際連合の定める基準その他確立された国際的な基準に従って行うこととしております。

第七に、国連の平和活動に協力するために、自衛隊とは別個の組織として、常設の国連平和協力隊を創設することとしております。

第八に、国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定または改正を行わなければならないものとしております。

次に、非常事態対処基本法案について申し上げます。

第一に、この法律の目的は、非常事態への対処のための態勢を整備し、国の平和、安全と、非常事態における国民の生命、身体、自由及び財産に対する権利を初めとする日本国憲法の保障する基本的人権の保護に資することを目的としております。

第二に、非常事態とは、直接侵略または間接侵略、大規模なテロ攻撃、大規模な災害または騒乱等が発生し、かつ、それにより国民の生命、身体、財産等が侵害され、または国民生活との関連性が高い物資もしくは国民経済上重要な物資が欠乏し、その結果、国民生活及び社会経済に極めて重大な影響が及ぶおそれが生じ、通常の体制によっては適切に対処することが困難な事態であると規定しております。

第三に、非常事態においては、国、地方公共団体の生命、身体、財産等を保護するためのあらゆる措置を講ずべきことを規定しております。あわせて、国民の自由と権利の制限は目的達成のため必要最小限のものとする、国民が受けた損失はすべて正当に補償されること、国の地方公共団体への関与等は必要最小限のものとする等を規定しております。

第四に、非常事態においては、国、地方公共団体は、生じる被害から国民を保護するため、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を確保するあらゆる措置を講ずべきことを規定しております。

第五に、政府は、非常事態に有効かつ適切に対処することができるよう、平時においてあらかじめ基本方針を定めなければならないものとしております。

第六に、内閣総理大臣は、非常事態に至ったと認めるときは、非常事態の布告を発することができるとしてしております。布告を発する場合には、原則として事前に国会の承認を得なければならないとしております。また、二月月ごとに国会に報告し、国会が布告の廃止の議決をしたときは、政府は直ちに布告を廃止しなければならないとしております。

第七に、非常事態に対処するため、組閣のたびに、内閣に複数名の大臣から成る常設の非常事態対処会議を設置する旨の規定を設けております。

第八に、非常事態の布告が発せられた場合の内閣総理大臣の権限として、一時的な警察の統制、海上保安庁の統制、地方公共団体の長に対する指示、運輸、通信、エネルギー等の事業者への指示、国会が閉会中等の場合の緊急政令の制定等を規定しております。

第九に、国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定または改正を行わなければならないものとしております。

なお、安全保障基本法、非常事態対処基本法ともに、公布の日から施行するものとしております。以上が、この法案の提案理由であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決賜りますようお願い申し上げます。

○鳩山委員長 次に、前原誠司君。
緊急事態への対処及びその未然の防止に関する基本法案
〔本号末尾に掲載〕

○前原議員 ただいま議題となりました緊急事態への対処及びその未然の防止に関する基本法案につきまして、民主党・無所属クラブを代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

東西冷戦の終結に伴う国際情勢の多様化、複雑化に従い、正規軍による外部からの武力攻撃のみならず、各種のテロリズムやゲリラ活動、不審船の出現、ミサイルの発射など、我が国に対する脅威の形態は変化しつつあります。また、阪神・淡路大震災に象徴されるように、人口の集中した大都市圏において巨大な自然災害が発生した場合、それにより生ずる人的、経済的な被害は極めて甚大なものとなることが予想されます。これら緊急事態における国民の被害を最小なものとするために、政府には、極めて迅速かつ強力な対応が必要とされることは言うまでもありません。

しかしながら、これらの対応措置につきましては、それが迅速かつ強力であるがゆえに、国民の権利が不当に制約されるケースが生じかねません。また、緊急事態への対処に名をかりて、政府が人権侵害を行う可能性も否定できなくはあります。

これら緊急事態における国家権力の乱用、暴走を防ぐため、いかなる事態にあつても国民の基本的人権は十分に保障されるべきこと、また、緊急事態の対処措置に当たっては、国会等における民主的な統制がしっかりと担保されること、緊急事態において専門の組織が迅速に対応することを明らかにする必要があると見ます。

以上が、この法律案を提出した理由であります。次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、緊急事態においても憲法で定める国民の自由と権利は保障されなければならない、制約がされる場合であっても、必要最低限かつ公正、適正な手続のもとに行わなければならないとしております。

第二に、緊急事態における国の安全確保や公共秩序維持のための重要施策は、民主的統制を確保するため、国会の関与が保障されなければならないとしております。

第三に、緊急事態においてとられた対処措置については、その相当性に係る事後の検証が行われなければならないこととしております。

第四に、緊急事態において、国、地方公共団体は、国民の生命、身体及び財産を保護するための措置を講ずることとしております。

第五に、緊急事態における国民の保護に関する中枢機能を担う機関として、内閣に危機管理庁を置くこととしております。

第六に、テロ・不審船を初めとする多様な事態へ対処するために、警備に係る態勢や防衛力の整備を行うこととしております。

第七に、政府は、予防外交や国連平和維持活動、軍備管理や軍縮のための努力、テロリストによる犯罪防止、政府開発援助、安全保障分野における協力などの国際協力を通じ、我が国の安全を確保することとしております。

以上が、この法律案の概要であります。

委員各位におかれましては、本法律案の趣旨に

つきまして十分に御理解を賜り、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○鳩山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○鳩山委員長 この際、武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対し、前原誠司君外一名から、民主党・無所属クラブ提出による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。前原誠司君。

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○前原委員 たいだいま議題となりました武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案につきまして、民主党・無所属クラブを代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

今回、政府より提出されている武力攻撃事態対処法案は、武力攻撃事態等に対処するための理念を定めた部分に加え、対処措置のための手続、関連法制のプログラム規定などが混在し、わかりにくい制度設計となっております。我々民主党は、武力攻撃事態を初めとする各種の緊急事態においては人権制約等の事態が生じかねないことから、別途法律を提出している基本法案にて、基本的人権や民主的統制の確保につき、より詳細に規定しているところであります。

つきましては、これら基本法に盛り込んだ項目に従い、本法におきましても必要な修正を行うべきであると考えております。

修正案は、お手元に配付をしたとおりであります。その概要を申し上げます。

第一に、対処基本方針を定めるに当たっては、武力攻撃事態等の認定に係る具体的根拠を書き込むとしております。

第二に、武力攻撃事態等においても憲法で定める国民の自由と権利は保障されなければならない、制約がされる場合であっても、必要最低限かつ公正、適正な手続のもとに行われなければならないとしております。

第三に、国会が対処措置が終了されるべき旨の議決をしたときは、内閣総理大臣は、対処基本方針の廃止につき閣議の決定を求めなければならないとしております。

第四に、武力攻撃事態等においては、国民への情報提供が適時かつ適切な方法で行われなければならないとしております。

第五に、指定公共機関の定義につき、民間放送事業者を除外することとしております。

第六に、外部からの武力攻撃を排除するための武力行使に当たっては、国際法及び国際慣習を遵守することとしております。

第七に、今後法制化が予定されている国民保護法制等にかんがみ、本法の施行期日につきましては、これを別途法律に定める日からとしております。

以上が、この修正案の概要であります。

委員各位におかれましては、本修正案の趣旨につきましては十分に御理解を賜り、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○鳩山委員長 これにて修正案についての趣旨の説明は終わりました。

○鳩山委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

各案及び各修正案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鳩山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時二十一分散会

安全保障基本法案

安全保障基本法

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法の平和主義及び国際協調主義の理念を踏まえ、国の防衛並びに国際法の平和及び安全の維持に関する国際協力に關し、基本理念その他の基本となる事項を定めることにより、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つとともに、国際社会の一員として国際連合を中心とする国際の平和及び安全の維持のための努力に積極的に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 国の防衛に関する施策は、我が国の平和及び安全の維持を図るため、外交努力による国際的な安全保障環境の安定の確保及び国内社会の安定による安全保障基盤の確立のための施策とともに総合的に講じられるものとする。

2 国の防衛に関する措置は、防衛力が国の崇高な使命である安全保障を最終的に担保するものであつて、その機能は他のいかなる手段によつても代替し得ないものであるとの国民の共通の認識の下に行われるものとする。

3 国際の平和及び安全の維持に関する国際協力は、これを行うことが国際社会の一員としての我が国の責務であること並びに我が国の平和及び安全の維持を図る上で国際の平和及び安全の維持が不可欠であることにかんがみ、積極的に行われなければならない。

(自衛権の発動としての武力の行使)

第三条 自衛権の発動としての武力の行使は、我が国に対して直接の武力攻撃があつた場合及び

我が国周辺の地域においてそのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれがある事態が生じた場合に限り、これを行うことができる。

2 自衛権の発動としての武力の行使は、自衛隊がその任に当たるものとする。

(重大緊急事態への自衛隊の対処)

第四条 前条第一項に規定する場合のほか、国及び国民の安全に重大な影響を及ぼすおそれがある緊急事態が発生した場合において、一般の警察力をもっては対処することができないときは、自衛隊が公共の秩序の維持に当たるものとする。

(防衛力の整備)

第五条 政府は、第二条に規定する基本理念にのっとり、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、国防のための組織の整備その他の防衛力の整備を適切に行わなければならない。

(アメリカ合衆国との防衛協力)

第六条 政府は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約が我が国の平和及び安全の維持に重要な役割を果たしているものであることにかんがみ、同条約に基づき、アメリカ合衆国と緊密な防衛協力を行うものとする。

(国際の平和及び安全の維持又は回復を図るための活動等に対する協力)

第七条 我が国は、国際の共同の利益のため必要があると認めるときは、国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議又は国際連合、国際連合の総会によって設立された機関若しくは国際連合の専門機関若しくは国際移住機関が行う要請に基づいて行われる国際の平和及び安全の維持若しくは回復を図るための活動(武力の行使を伴う活動を含む。)又は国際的な救援活動に積極的協力するものとする。

2 前項に規定する活動に対する協力は、国際法

規及び国際連合の定める基準その他確立された国際的な基準に従って行われるものとする。

(国際連合平和協力隊の創設)

第八条 前条第一項に規定する活動のために我が国が実施する業務を行うため、別に法律で定めるところにより、常設の組織として、防衛庁に国際連合平和協力隊を置く。

2 国際連合平和協力隊の任務、組織、施設、隊員の教育訓練その他国際連合平和協力隊に関し必要な事項については、別に法律で定める。

(法制上の措置)

第九条 国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改正を行わなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つとともに、国際社会の一員として国際連合を中心とする国際の平和及び安全の維持のための努力に積極的に参加するため、日本国憲法の平和主義及び国際協調主義の理念を踏まえ、国の防衛並びに国際の平和及び安全の維持に関する国際協力に関し、基本理念その他の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

非常事態対処基本法案

非常事態対処基本法

(目的)

第一条 この法律は、非常事態への対処について、基本理念、非常事態の布告、非常事態対処会議の設置その他の基本となる事項を定めることにより、非常事態への対処のための態勢を整備し、もつて国の安全の確保並びに非常事態における国民の生命、自由及び財産に対する権利をはじめとする日本国憲法の保障する基本的人権の保護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「非常事態」とは、直接侵略又は間接侵略、テロリストによる大規模な攻撃、大規模な災害又は騒乱等が発生し、かつ、これにより、国民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、若しくは生じるおそれが生じ、又は国民生活との関連性が高い物資若しくは国民生活上重要な物資が欠乏し、その結果、国民生活及び国民経済に極めて重大な影響が及ぶおそれが生じ、通常の危機管理体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。

(基本理念)

第三条 非常事態においては、国が国民の生命、身体及び財産を保護する固有の使命を有すること並びに地方公共団体がこれを補完して当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、それぞれの役割に応じて相互に協力し、国民の生命、身体及び財産を保護するために必要なあらゆる措置が講じられなければならない。

2 非常事態への対処に当たり日本国憲法の保障する国民の自由と権利に制限が加えられる場合には、その制限は非常事態に対処するために必要最小限のものとなるようにしなければならない。

3 非常事態への対処のために国及び地方公共団体が講じた措置により生じた損失及び当該措置に係る業務に従事したことにより生じた損害については、正当な補償が行われなければならない。

4 非常事態への対処のために国及び地方公共団体に対する指示その他の関与等については、地方自治の本旨を尊重し、非常事態に対処するために必要最小限のものとなるようにしなければならない。

(国民の保護)

第四条 非常事態においては、国及び地方公共団体は、それにより生じる被害から国民を保護し、

及び国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を確保するため、別に法律で定めるところにより、次に掲げる措置その他の措置を講じなければならない。

一 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、救急医療及び消防

二 国民生活との関連性が高い物資及び国民生活上重要な物資の供給の確保

2 国及び地方公共団体は、前項の措置の円滑な実施に資するため、別に法律で定めるところにより、防災訓練の実施、防災に必要な物資の備蓄、都市の防災構造の改善に関する事業の実施その他必要な施策を講じなければならない。

(基本方針)

第五条 政府は、組織及び機能のすべてを挙げて非常事態に有効かつ適切に対処することができようようにするため、あらかじめ、非常事態への対処に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 非常事態への対処に関する基本的な方針

二 非常事態の類型及び認定並びに当該類型ごとの非常事態への対処に関する基本的事項

三 前二号に掲げるもののほか、非常事態への対処に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を非常事態対処会議の長に通知するとともに、公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(非常事態の布告)

第六条 内閣総理大臣は、非常事態に至ったと認めるときは、閣議にかけて、非常事態の布告を発することができ、

2 前項の布告には、その区域、事態の概要及び

布告の効力を発する日時を記載しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の布告を発する場合には、あらかじめ、国会の承認（衆議院が解散されているときは、日本国憲法第五十四条に規定する緊急集会による参議院の承認。以下この条において同じ。）を得なければならない。ただし、特に緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで布告を発することができる。

4 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで布告を発した場合においては、内閣総理大臣は、直ちに、これにつき国会の承認を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が非常事態の布告の廃止を議決したとき、又は当該布告の必要がなくなったときは、直ちに、当該布告を廃止しなければならない。

(国会への報告)

第七条 政府は、非常事態の布告が廃止されるまでの間、前条第三項又は第四項の規定による国会の承認を得た日から六十日ごとに、国会に対し、非常事態及びこれへの対処に関する状況について報告しなければならない。

(内閣総理大臣の権限)

第八条 内閣総理大臣は、第六条第一項の規定に基づき非常事態の布告が発せられた場合において、非常事態への対処のための措置を迅速かつ的確に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要限度において、別に法律で定めるところにより、次に掲げる措置その他の非常事態に対処するために必要な緊急の措置を講ずることができる。

一 警察の統制

二 海上保安庁の統制

三 非常事態への対処のための措置を実施すべき旨の地方公共団体の長に対する指示及び当該指示に基づく所要の措置を怠るときにおける代執行その他の地方公共団体が実施すべき

措置の直接の実施

四 運輸事業、通信事業、エネルギーを供給する事業その他の国民生活の円滑な運営に重大な影響を及ぼす事業を行う者に対する必要な指示

(緊急措置)

第九条 第六条第一項の規定に基づき非常事態の布告が発せられ、法律の規定によつては国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に関する事項について必要な措置をとることができない場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待つていないときは、別に法律で定めるところにより、内閣は、当該措置をとるため、政令を制定することができる。

(非常事態対処会議の設置)

第十条 内閣に、非常事態への対処を迅速かつ的確に実施するため、非常事態対処会議を置く。

(非常事態対処会議の所掌事務)

第十一条 非常事態対処会議は、第六条第一項の規定に基づき非常事態の布告が発せられた場合において、基本方針に従い、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 非常事態への対処のために実施すべき措置に係る方針の決定に関すること。
- 二 国及び地方公共団体が非常事態への対処のために実施する措置の総合調整に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(非常事態対処会議の組織等)

- 第十二条 非常事態対処会議は、議長及び第五項各号に掲げる議員で組織する。
- 第十三条 議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。
- 第十四条 議長は、会務を総理する。
- 第十五条 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、次項第一号に掲げる者である議員がその職務を代理する。

議員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 一 内閣法(昭和二十二年法律第五号)第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣
- 二 外務大臣
- 三 財務大臣
- 四 内閣官房長官
- 五 国家公安委員会委員長
- 六 防衛庁長官
- 七 議長は、必要があると認めるときは、関係の国務大臣、統合幕僚会議議長その他の関係者を非常事態対処会議に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 八 非常事態対処会議に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(法制上の措置)

第十三条 国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改正を行わなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

非常事態への対処のための態勢を整備し、もつて国の安全の確保並びに非常事態における国民の生命、自由及び財産に対する権利をはじめとする日本国憲法の保障する基本的人権の保護に資するため、非常事態への対処について、基本理念、非常事態の布告、非常事態対処会議の設置その他の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

緊急事態への対処及びその未然の防止に関する基本法案

緊急事態への対処及びその未然の防止に関する基本法

目次

- 第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 緊急事態への対処に関する基本原則

(第五条―第九条)

第三章 緊急事態における国民の保護

- 第一節 国民の保護のための措置等(第十条―第十一条)
- 第二節 危機管理庁(第十二条―第十五条)

第四章 緊急事態の未然の防止に関する基本的施策

- 第一節 警備及び防衛に係る態勢の整備(第十六条―第十七条)
- 第二節 我が国の平和及び安全を確保するための国際協力(第十八条―第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、外部からの武力攻撃、テロリストによる大規模な攻撃、大規模な自然災害等により国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた事態又は生じるおそれのある事態(以下「緊急事態」という。)における国民の保護その他の緊急事態への対処及び緊急事態の未然の防止に関し基本となる事項を定めることにより、我が国の平和及び安全の確保並びに国民の生命、身体及び財産の保護に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 緊急事態への対処は、緊急事態において基本的な人権が保障され、かつ、国会の関与による民主的統制が確保されなければならないものであることを踏まえつつ、緊急事態の未然の防止を図ること及び緊急事態における行政各部の行動の迅速かつ的確な実施を国民の協力を得て確保することを通じて、我が国の平和及び安全の確保並びに国民の生命、身体及び財産の保護に万全を期することを基本として行われるものとする。

(国の責務)

第三条 国は、国土並びに国民の生命、身体及び

財産を保護する使命を有することにかんがみ、前条の基本理念にのっとり、組織及び機能のすべてを挙げて、緊急事態に対処するとともに、国全体として万全の措置が講じられるようにする責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、当該地方公共団体の地域並びに当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、緊急事態に対処する責務を有する。

第二章 緊急事態への対処に関する基本原則

(迅速かつ的確な措置の実施)

第五条 緊急事態においては、国及び地方公共団体は、国民の協力の下に、密接に協力し、国民の生命、身体及び財産の保護を図るための措置その他の緊急事態に対処するための措置を迅速かつ的確に実施しなければならない。

(緊急事態における基本的人権の保障)

第六条 緊急事態においても、日本国憲法の定めるところにより、基本的な人権は保障されなければならない。これを制約することが余儀なくされるに至った場合にあつても、当該制約は、その対処しようとする事態に応じた必要最小限のものにして、次に掲げる事項が確保されたものでなければならない。この場合においては、当該制約は、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。

- 一 基本的な人権の保障について差別的取扱いはしてはならないこと。
- 二 思想及び良心の自由は絶対的に保障されなければならない。国、安全の確保又は公共の秩序の維持を理由として、思想を統制してはならないこと。
- 三 報道の自由、政府を批判する自由等の表現の自由を侵してはならないこと。
- 四 国民が求められる協力は、国民の理解の下に、その自発的意思に委ねられるものでない

ればならず、強制にわたることがあつてはならないこと。

五 権利の制限に伴つて生じる特別な犠牲については、正当な補償が行われなければならないこと。

六 緊急事態に対処するために実施された措置に係る損失補償、不服申立て、行政事件訴訟等の手続においては、国民の権利の迅速かつ確実な救済のため、特別の考慮が払われなければならないこと。

(国会の関与による民主的統制)

第七条 緊急事態に対処するために行政各部が実施する措置は、法律の規定に基づかなければならない。

第八条 緊急事態における国の安全の確保又は公共の秩序の維持のために実施される施策に係る重要な事項については、民主的統制を確保するため、国会の関与が保障されなければならない。

2 前項の国会の関与は、次に掲げるところによる。

一 前項に規定する事項については、原則として、あらかじめ国会の承認を得なければならないものとする。

二 前号の規定による国会の承認を得ることができない場合は、事後に国会の承認を得なければならないものとする。この場合において、事後の承認が得られないときは、当該事項は中止されなければならないものとする。

三 前二号の規定による承認をした場合においても、国会が当該事項の中止を求めたときは、当該事項は中止されなければならないものとする。

四 国会が第一号若しくは第二号の承認又は前号の求めをするに当たり、政府に対し、必要な情報の提供を求めた場合には、政府は、これに応じなければならないものとする。

(緊急事態に対処するために実施された措置の相当性に係る事後の検証)

第九条 緊急事態に対処するために実施された措置が終了した場合においては、当該措置の相当性に係る検証が行われなければならない。

第三章 緊急事態における国民の保護

第一節 国民の保護のための措置等

(国民の保護のための措置)

第十条 緊急事態においては、国及び地方公共団体は、次に掲げる事項について、国民の生命、身体及び財産を保護するための措置を実施するものとする。

一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

二 被災者の救済、救助その他保護に関する事項

三 消防その他の応急措置に関する事項

四 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

五 防疫その他の保健衛生に関する事項

六 犯罪の予防、交通の規制その他の社会秩序の維持に関する事項

七 被災者への生活資金の交付に関する事項

八 社会資本の復旧のための財政措置に関する事項

九 生活関連物資の配給及び価格の安定化に関する事項

十 金融の機能の安定化その他の経済秩序の維持に関する事項

十一 前各号に掲げるもののほか、国民の生命、身体及び財産の保護のための措置に関する事項

十二 国及び地方公共団体は、緊急事態に備えるため、前項の措置を円滑に実施するために必要な計画をあらかじめ策定しなければならない。

3 前項に規定する計画の策定に当たっては、国は地方公共団体の意見を、地方公共団体は住民の意見を、それぞれ聴かなければならない。

4 国及び地方公共団体は、第二項に規定する計画の定めるところにより、住民の理解と協力を得て、避難、消防、救助等に関する訓練を行わなければならない。

(緊急事態に備えるための施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、緊急事態に備えるため、次に掲げる施策を実施するものとする。

一 住民の避難及び被災者の安全の確保のために必要な施設の整備

二 都市の防災構造の改善

三 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検

四 防災業務に従事する職員、住民その他の関係者に対する緊急事態への対処に関する知識を習得させるための教育及び研修

五 住民その他の関係者による自主的な防災組織の設立等に対する必要な支援

第二節 危機管理庁

(基本的な性格及び任務)

第十二条 危機管理庁は、前節に規定する措置及び施策の円滑な実施を確保するため、緊急事態における国民の保護に関する中核的な機能を担う機関として、内閣に置かれるものとし、緊急事態において、国が地方公共団体等に対して行う支援の総合調整を行い、及び自ら応急措置を実施すること等により、国民の生命、身体及び財産を保護することを任務とするものとする。

2 危機管理庁の長は、國務大臣をもって充てるものとする。

(主要な機能)

第十三条 危機管理庁の主要な機能は、次に掲げるものとする。

一 防災制度の企画及び立案に関すること。

二 緊急事態における防災関係機関の役割分担及びこれに対処するために実施する措置に関する計画の策定に関すること。

三 防災施設の強化拡充の指導及び助成に関すること。

四 防災業務に従事する者等の教育及び研修に関すること。

五 緊急事態における被災に関する情報の収集及び分析に関すること。

六 緊急事態において国が地方公共団体等に対して行う支援の総合調整に関すること。

七 緊急事態における被災者の救済及び救助に関すること。

八 緊急事態における被災者に対する総合的な支援に関すること。

(専門職員の確保)

第十四条 前二条に規定する任務及び主要な機能が的確に果たされるよう、危機管理庁には、医療、土木、通信その他緊急事態において国民の保護のために直ちに実施することが必要かつ不可欠な措置に係る分野において、当該措置の実施に必要な専門的知識又は技術を有する者が確保されなければならないものとする。

(地方事務所)

第十五条 危機管理庁に地方事務所を置き、国民の保護のための措置の迅速な実施を図るものとする。

第四章 緊急事態の未然の防止に関する基本的施策

第一節 警備及び防衛に係る態勢の整備

(警備に係る態勢の整備)

第十六条 テロリストによる攻撃、不審船の出現等の不測の事態の発生の可能性を踏まえ、公共の安全と秩序の維持に万全を期するため、その主たる任に当たる警察機関及び海上保安機関の機能の充実、出入国の管理体制の強化等の施策が講じられるとともに、必要に応じて、自衛隊による当該機能の補完により当該事態に有効に対処し得るよう、警察機関及び海上保安機関と自衛隊の連携の確保のための施策が講じられなければならない。

(防衛力の整備)

第十七条 我が国の防衛力は、我が国を防衛するための必要最小限のものにして、かつ、テロリストによる攻撃、不審船の出現等の不測の事態に有効に対処し得るものとして、整備されなければならない。

第二節 我が国の平和及び安全を確保す

るための国際協力

(国際紛争の未然の防止のための外交上の施策)
第十八条 政府は、国際の平和及び安全の確保のための我が国の積極的かつ恒常的な取組が、直ちに我が国の平和及び安全の確保につながることにのみならず、国際連合を中心とした国際平和の実現に寄与するため、次条から第二十三条までに掲げる施策、各国との相互理解の増進のための施策その他の国際紛争の未然の防止のための外交上の施策を積極的に講じるものとする。

(国際連合平和維持活動等に対する協力)

第十九条 政府は、国際連合を中心とした国際の平和及び安全の維持のための努力に寄与するため、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動に対し迅速かつ的確な協力を行うものとする。

2 政府は、前項の協力の円滑な実施に資するため、これらの協力に係る業務に従事する要員の確保及びその教育訓練、国際情勢に関する情報の収集体制の充実強化その他の必要な施策を講じなければならない。

(軍備管理及び軍縮のための協力)

第二十条 政府は、軍備管理及び軍縮のための国際社会の取組に積極的に協力するため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講じるものとする。

- 一 核兵器、生物兵器、化学兵器その他大量に人を殺傷する能力を有する兵器の開発の禁止、拡散の防止及び廃絶のための協力
- 二 対地雷の廃絶のための協力及び小型武器の製造、取引等に係る国際的規制の確立のための協力

(テロリストによる犯罪の防止のための協力)

第二十一条 政府は、テロリストによる犯罪の防止のための国際社会の取組に積極的に協力するため、テロリストによる犯罪の防止に資する情報の収集及び交換、その取締りの強化のための連携の確保その他の必要な施策を講じるものとする。

(政府開発援助)

第二十二条 政府は、開発途上にある海外の地域の経済及び社会の開発又は経済及び社会の安定に寄与することが国際社会の平和と安定のために重要であること並びに各種の地域紛争の要因の一つとして経済的困難があることを踏まえ、政府開発援助を適切かつ効率的に実施するものとする。この場合においては、民間団体等による活動が果たす役割の重要性にかんがみ、その促進及び助長に特に留意しなければならない。

(安全保障の分野における協力)

第二十三条 政府は、外部からの武力攻撃に係る緊急事態への対処及びその未然の防止に資するため、我が国と安全保障の分野における協力関係にある国との間で、我が国の安全保障上の利益を踏まえた主体的な判断に基づき、国際情勢に関する情報の交換及び安全保障政策に関する協議その他の協力を行うものとする。この場合においては、当該協力が我が国周辺の地域の平和と安定にも寄与することについて国際社会の理解を得るよう努めなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

我が国の平和及び安全の確保並びに国民の生命、身体及び財産の保護に資するため、外部からの武力攻撃、テロリストによる大規模な攻撃、大規模な自然災害等により国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた又は生じるおそれのある緊急事態における国民の保護その他の緊急事態への対処及び緊急事態の未然の防止に関し基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案に対する修正案

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並び

に国及び国民の安全の確保に関する法律案の一部を次のように修正する。

題名中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に改める。

目次中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に、「第二十三条」を「第二十四条」に改め、「第四章 補則(第二十四条)」を削る。

第一条中「武力攻撃事態への対処について」を「武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ)への対処について」に、「武力攻撃事態への対処の」を「武力攻撃事態等への対処の」に、「併せて武力攻撃事態」を「併せて武力攻撃事態等」に改める。

第二条第二号を次のように改める。

二 武力攻撃事態 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

第二条第六号イ中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に改め、「終結させるために」の下に「その推移に応じて」を加え、同号ロ中「するために」の下に「武力攻撃事態等の推移に応じて」を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号中「公益的事業」の下に「(放送の事業を除く。)」を加え、同号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 武力攻撃予測事態 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

第三条の見出し中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に改め、同条第一項中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に改め、同条第二項中「事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態」を「武力攻撃予測事態」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 武力攻撃事態においては、武力攻撃の発生に備えたとともに、武力攻撃が発生した場合には、これを排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならない。ただし、武力攻撃が発生した

場合においてこれを排除するため武力を行使するに際しては、国際の法規及び慣例によるべき場合にあってはこれを遵守し、かつ、事態に適切に合理的に必要と判断される限度を超えてはならない。

4 武力攻撃事態等においても、日本国憲法の定めるところにより、基本的な人権は保障されなければならない。これを制約することが余儀なくされるに至った場合にあっては、当該制約は、その対処しようとする事態に応じた必要最小限のものにして、次に掲げる事項が確保されたものでなければならない。この場合においては、当該制約は、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。

一 基本的人権の保障について差別的取扱いをしてはならないこと。

二 思想及び良心の自由は絶対的に保障されなければならない。国、安全の確保又は公共の秩序の維持を理由として、思想を統制してはならないこと。

三 報道の自由、政府を批判する自由等の表現の自由を侵してはならないこと。

四 国民が求められる協力は、国民の理解の下に、その自発的意思に委ねられるものでなければならない。強制にわたることがあってはならないこと。

五 権利の制限に伴って生じる特別な犠牲については、正当な補償が行われなければならないこと。

六 武力攻撃事態等に対処するために実施された措置に係る損失補償、不服申立て、行政事件訴訟等の手続においては、国民の権利の迅速かつ確実な救済のため、特別の考慮が払われなければならないこと。

第三条第五項中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 武力攻撃事態等においては、当該武力攻撃事態等及びこれへの対処に係る状況に関する情報

が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるようにしなければならない。

第四条から第七条までの規定中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 武力攻撃事態等への対処のための手続等

第九条第一項中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に改め、同条第二項第一号中「の認定」を「であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及びその判断の根拠」に改め、同項第二号中「武力攻撃事態」を「当該武力攻撃事態等」に改め、同条第三項及び第四項中「対処基本方針」を「武力攻撃事態においては、対処基本方針」に改め、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「認めるとき」の下に「又は国会が対処措置が終了されるべき旨の議決をしたとき」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第五項から第八項まで及び第十項」を「第六項から第九項まで及び第十一項」に、「第九項」を「第十項」に、「第六項、第八項及び第十項」を「第七項、第九項及び第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 武力攻撃予測事態においては、対処基本方針には、第二項第三号に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行う場合はその旨を記載しなければならない。

一 防衛庁長官が自衛隊法第七十条第一項又は第八項の規定に基づき発する同条第一項第一号に定める防衛招集命令書による防衛招集命令（事態が緊迫し、同法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが

予測される場合に係るものに限る。）に関し同法第七十条第一項又は第八項の規定により内閣総理大臣が行う承認

二 防衛庁長官が自衛隊法第七十五条の四第一項又は第六項の規定に基づき発する同条第一項第一号に定める防衛招集命令書による防衛招集命令（事態が緊迫し、同法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合に係るものに限る。）

三 防衛庁長官が自衛隊法第七十七条の規定に基づき発する防衛出動待機命令に関し同条の規定により内閣総理大臣が行う承認

四 防衛庁長官が自衛隊法第七十七条の二の規定に基づき命ずる防衛施設構築の措置に関し同条の規定により内閣総理大臣が行う承認

第十条第一項中「武力攻撃事態対策本部」を「武力攻撃事態等対策本部」に改める。

第十一条第一項中「武力攻撃事態対策本部長」を「武力攻撃事態等対策本部長」に改め、同条第三項中「武力攻撃事態対策副本部長」を「武力攻撃事態等対策副本部長」に、「武力攻撃事態対策本部員」を「武力攻撃事態等対策本部員」に改める。

第十三条第一項中「第二条第三号ロ」を「第二条第四号ロ」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 武力攻撃事態等への対処に関する法制の整備

第二十一条第一項及び第五項中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に改める。

第二十二条第二号中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態等」に改める。

第二十三条第二項を削る。

第四章を削る。

本則に次の一条を加える。
(国民保護法制整備本部)
第二十四条 事態対処法制のうち第二十二條第一

号に規定する措置に係る法制（次項において「国民の保護のための法制」という。）に関し広く国民の意見を求め、その整備を迅速かつ集中的に推進するため、内閣に、国民保護法制整備本部（以下この条において「整備本部」という。）を置く。

2 整備本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 国民の保護のための法制の整備に関する総合調整に関すること。

二 国民の保護のための法制の整備のために必要な法律案及び政令案の立案に関すること。
三 国民の保護のための法制の整備に関する地方公共団体その他の関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。

3 整備本部は、国民保護法制整備本部長及び国民保護法制整備本部員をもって組織する。

4 整備本部の長は、国民保護法制整備本部長（次項及び第七項において「整備本部長」という。）とし、内閣官房長官をもって充てる。

5 整備本部長は、整備本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

6 整備本部に、国民保護法制整備本部員（次項において「整備本部員」という。）を置く。

7 整備本部員は、整備本部長以外のすべての國務大臣（内閣総理大臣を除く。）をもって充てる。

8 整備本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

9 整備本部に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

10 この法律に定めるもののほか、整備本部に關し必要な事項は、政令で定める。

附則中「公布の日」を「別に法律で定める日」に改め、附則に次のただし書を加える。
ただし、第三章の規定は、公布の日から施行する。